

平成 25 年 9 月 13 日

第 2 回文京区立図書館
サービス向上検討委員会

文京区立図書館サービス向上検討委員会会議録

第 2 号

平成 25 年 第 2 回

日時：平成 25 年 9 月 13 日（金）午後 6 時 30 分

場所：文京区シビックセンター2102 会議室

「出席」

委 員 長	植 松 貞 夫
副 委 員 長	藤 田 恵 子
委 員	鷹 田 芳 郎
委 員	原 廣 介
委 員	石 井 涉
委 員	川 口 幸 恵
委 員	伊 藤 裕 子
委 員	黒 田 健 児
委 員	串 田 光
委 員	永 田 利 貴
委 員	有 泉 和 子
委 員	恩 田 健 一
委 員	久保村 やす美
委 員	上 田 勝 紀
委 員	八 木 茂
委 員	久 住 智 治
委 員	石 嶋 大 介
委 員	奥 山 郁 男

「事務局」

真砂中央図書館	染野谷 勝
真砂中央図書館	増 田 一 昌
真砂中央図書館	渡 部 セキ子
真砂中央図書館	藤 井 君 子

第2回文京区立図書館サービス向上検討委員会 次第

日時：平成25年9月13日（金）午後6時30分から

会場：文京シビックセンター2102会議室

1 開会

2 第1回委員会回答保留質問について

3 区民生活における図書館の役割について

(1) 図書館法と図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(2) 図書館サービスと図書館サービスの基準

4 その他

5 閉会

事前送付資料

【資料第9号】第1回委員会で回答を保留した質問への回答

【参考資料第1号】図書館法

【参考資料第2号】図書館の設置及び運営上の望ましい基準について

【資料第10号】図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）

【資料第11号】区民生活における図書館の役割（委員意見）

【資料第12号】登録住所（区内・区外）による利用割合（2012年度実績）

1 開会

(18:30)

○植松委員長 皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、第2回文京区立図書館サービス向上検討委員会を開催させていただきます。

初めに、事務局より本日の資料等の確認及び委員の出席状況の報告をお願いいたします。

○事務局（染野谷） 事務局からご説明申し上げます。

まず、本日の資料でございますが、席上に配付しました次第の下に、事前にお送りしました資料名が記載してございますので、お持ちいただきました資料を改めてご確認ください。まず、資料第9号「第1回委員会で回答を保留した質問への回答」。参考資料第1号「図書館法」。参考資料第2号「図書館の設置及び運営上の望ましい基準について」。資料第10号「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）」。資料第11号「区民生活における図書館の役割（委員意見）」。資料第12号「登録住所（区内・区外）による利用割合（2012年度実績）。不足がある場合は、ご用意がございますので、挙手をお願いいたします。

なお、以上の本日使用する資料をお送りした際に、その資料とともに「区報ぶんきょう」の8月25日号の図書館特集を参考としてお送りしております。

また、会議運営上のお願いですけれども、会議録作成の都合上、発言の際は挙手により、所属団体及びお名前をお願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況ですが、委員20名中2名の公務による欠席の連絡がありました。残り1名の方はおこなっている状況のようです。

以上です。

○植松委員長 設置要綱の第6条によりまして、会議の開催は委員の半数以上の出席になっておりますので、要件を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

それでは、会議を始める前に、前回ご欠席の委員の方に自己紹介をお願いしたいと思います。

○有泉委員 有泉和子と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

自己紹介と言われましても、何を申し上げてよろしいのか、小学校のころから本が好きだったというくらいで、どうかご勘弁いただきたいと思っております。高校までは、小中高と一応図書委員をいたしておりました。よろしくをお願いいたします。

○久保村委員 公募区民の久保村と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

前回休んでしまったので、どういう場なのかというのをまだ把握してはいないのですが、

応募するときもよくわからずに、図書館といったものがどういうふうに運営されているかということにちょっと興味を持ちまして、今回来させていただきました。お役に立てるかどうかわかりませんが、務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○川口委員 区立幼稚園PTAの代表で参りました川口と申します。1回目欠席してしまいまして、申しわけございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○植松委員長 本日は、「区民生活における図書館の役割について」というテーマにつきましてご議論をいただきます。終了時間は午後8時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前回の委員会で委員の方から出ました質問で、回答を保留したものについて、事務局から資料により説明をお願いいたします。

○事務局（染野谷） それでは、資料第9号「第1回委員会で回答を保留した質問への回答」をごらんいただきたいと思います。

まず、串田委員から出されました、他区図書館との実績比較に東京都から千代田区に移管された日比谷図書館の蔵書が含まれているかのご質問ですが、日比谷図書文化館の開館は平成23年11月であるため、23年4月1日現在の資料には移管による蔵書が含まれておりません。

次に、黒田委員から出されました、学年とか年齢とかの区分で貸出数などの情報を集計しているかのご質問ですけれども、システム上は一定の年齢区分で集計が可能ですが、貸出カードを使用して自分用に借りているとは限らないということがございまして、適切な数値や傾向を示すことはできませんでした。

最後に、串田委員と植松委員長から出されました、図書館に配置されている職員数についてのご質問ですけれども、下の「指定管理者図書館配置人数」及び「真砂中央図書館職員数」の表のとおりとなっております。

以上です。

○植松委員長 これにつきまして、何かご質問ございますでしょうか。

3 区民生活における図書館の役割について

○植松委員長 続きまして、次第の3番「区民生活における図書館の役割について」というテーマにつきまして、委員の皆様から事前にいただきましたご意見を中心に、国から示されている基準等を絡めましてご意見を伺ってまいりたいと存じます。

まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（増田） では私、サービス事業係長の増田から簡単にご説明をさせていただきます。

図書館に関します、国による法令や基準となりますと、幾つかございます。ここでは本委員会の所掌事項を踏まえまして、主なポイントを拾ってご説明してまいりたいと思います。参考資料第1号「図書館法」と第2号「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」についてお話をいたします。

まず、図書館法についてお話をいたします。こちらのほうは、資料にありますように、第二十九条までございまして、図書館の機能面やサービス面ということで考えますと、二条、三条、そして七条の二、十七条のあたりがポイントとなってくるかと思えます。

最初に戻っていただいて、第二条から始めます。定義で、「この法律において『図書館』とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するものをいう」という形でございます。この中での「一般公衆」ということは、図書館の利用者にだけというわけではなくて、利用していない方も含めて全員に対してという意味となり、また括弧内にありますが、学校の図書館は図書館法での図書館ではないということが記載されておりますので、このところで確認をしておきたいと思えます。

続いて第三条へ移ります。「図書館奉仕」です。図書館と奉仕という言葉の関連になじみの薄い方もいらっしゃるかとは思いますが、図書館が実施に努めるサービスについて、法律の中では「奉仕」という言葉で表現されております。第三条の冒頭にありますが、「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情」というのは、地域に根差した形で、一般公衆の希望に沿い、学校教育を援助し、また家庭教育に資するという基本方針があって、そのもとに引き続く一から、次のページにあります九にあるものまでをサービスとして努めるという形でございます。

まず初めの一は、多様な資料の収集と提供という内容でございまして、三には相談業務、いわゆるレファレンスについての規定、六においてはさまざま各種事業の実施がありまして、七では時事に関する情報の提供などが挙げられております。本があって貸し借りをするというだけではなく、事業の実施なり一般公衆に十分な情報提供がなされるようにという身近な情報拠点としての規定が出ておるといふ形です。

その後、少し飛ばしまして、七条の二でございまして。こちらは文部科学大臣により図書館の設

置及び運営上望ましい基準というものが定められ、それが公表されますという規定です。このような基準を法律の定めによって出されるのだということを確認していただきまして、十七条へ進みます。こちらは入館料等として、「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」というものです。右側は私立の図書館、第三章では入館料は取ってもよいというか、会員制のところもございまして、公立図書館では利用料は取らないという形になっていることをご確認いただければと思います。

以上、簡単に図書館法をなぞりまして、その中で七条二項がありました。図書館の設置及び運営上望ましい基準について、お話を移してまいりたいと思います。参考資料2をごらんください。これは文部科学省告示ということで、平成24年12月に出ております。こちらは改訂版でございまして、最初のが平成13年に出ております。平成13年に出た後に、図書館法の改正や社会の変化や新たな課題に対応するために24年に改訂されたものでございまして、この改訂に当たっては、文部科学省設置のこれからの図書館の在り方検討協力者会議の中でも議論され、パブリックコメントが行われた後、改訂されました。

全体の概略を見るために、見開きとなっております参考資料の目次をごらんいただければと思います。左の中断くらいに、第一として「総則」がありまして、その下に第二の「公立図書館」、右のページの第三に「私立図書館」ということで大きく3つの構成になっております。第二の「公立図書館」がその内部で一の「市町村立図書館」、二の「都道府県立図書館」に分かれているという構造です。文京区の図書館は「望ましい基準」の中では市町村立図書館に当たります。目次で言うと、左下の下段から次のページの上段までの記載内容です。この委員会に関するポイントということで、この部分を中心に、また第一の総則の一部についても簡単に触れていければと思います。

では、目次からページを1枚めくっていただきまして、第一「総則」の二「設置の基本」の①「市（特別区を含む。）町村は」、その後いろいろ何行かにわたって書いてありますが、最後の1文によりますと、「当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする」とあります。こちらが「設置の基本」でございまして。

同じページの次の三に「運営の基本」があります。その②ですが、「市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする」とござ

います。知識基盤社会における図書館サービスを、地域の実情に即して行うということがうたわれております。

続いて右のページの下段、第二「公立図書館」の部門へ移ります。こちらの一が市町村立図書館のお話となります。時間がないので、いろいろ飛ばしていきますと、ページをめくって上から8行目に(六)「施設・整備」がございます。こちらは、図書館にはサービスを提供するのに必要な施設が必要だということや、利用者に応じた設備が必要だという規定となっております。

2「図書館資料」では、資料は単純に集めればよいというわけではないというお話や、②にありますように、その中でも特に郷土資料や地方行政資料などは、特に触れられているということをごらんいただければと思います。また、(二)においては、集めたものを整理・分類し、利用できるように整備することが求められているということがわかります。

3「図書館サービス」は、(一)から次のページの(六)まででございます。表題だけ読み上げてまいりますと、(一)が「貸出サービス等」、次のページの(二)「情報サービス」、(三)「地域の課題に対応したサービス」、(四)「利用者に対応したサービス」、(五)「多様な学習機会の提供」、(六)「ボランティア活動等の促進」というところへ続いております。

最後に4「職員」の項目がありまして、職員の配置や職員の研修について示されておりまして、国による市町村立図書館への望ましい基準は終了しております。

ここまで説明したところで、資料第10号というものを別途お配りしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。ただいま説明した項目を整理して抜き出したものでございます。結果的に若干順不同になった部分もございますが、今回の資料第10号においては、下にあります7、8、9の3つの項目を図書館サービスの基盤として考えております。図書館資料、施設・設備、職員ということですね。その上に各種の図書館サービスが成り立っているというイメージで作成しております。このような基準は絶対基準というわけではなく、望ましいと国が示したものでございます。とはいえ、文京区立図書館としても、これらを踏まえて図書館サービスの基盤と図書館サービスを検討していく必要があると考えており、今回、このような機会にあわせてご紹介をいたしました。

概略という形ではございますが、法や基準についての説明は以上といたします。

○植松委員長 ただいまご説明がありました図書館法及び図書館の設置及び運営上の望ましい基準につきまして、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。若干法律用語になっているので、

おわかりいただきにくい部分もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、続きまして、委員の皆様から事前にいただきました「区民生活における図書館の役割について」のご意見を中心に議論をいただきたいと思います。事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○事務局（渡部） それでは、資料第 11 号「区民生活における図書館の役割（委員意見）」についてご説明いたします。

委員の皆様、お忙しい中、ご意見をお送りいただきまして、誠にありがとうございました。この資料は、皆様からいただいたご意見を、先ほど増田から説明いたしました資料第 10 号「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）」に沿ってまとめさせていただいたものでございます。ご意見の部分をピックアップして転記しておりますので、本意ではない、ご自分の意見とは、ずれているというような表現内容や、この項目ではないということもあるかと思えます。この後のご議論の中でご意見を賜りたいと思います。また、同じようなご意見を並べてありますので、お名前も順不同となっております。

次に、資料第 12 号「登録住所（区内・区外）による利用割合（2012 年度実績）」についてご説明いたします。前回の会議でご紹介いたしました区民の声の中にも、区民にプレミアムをつけてほしいなどのご意見がございましたことと、今回いただきました恩田委員のご意見、最後のページの 10「その他」の真ん中よりちょっと下のほうに記載がありますけれども、「『住所を確認できる証明書類を提示すれば利用できる』という運営方針を導入した過去の経緯が分かれば、判断材料の一つになるので知っておきたい」とのご意見を踏まえまして、区民利用がどのくらいあるのかを貸出、予約の観点から、さらにその中を館別、世代別、資料別に分け、区内・区外の割合を表にいたしました。また、下段には、住所制限をしてこなかった過去の経緯について記述しております。

それでは、初めに表のほうをごらんいただきたいと思います。

区内・区外の分け方ですけれども、区内とは、住所が文京区ということのを要件として抽出しておりますので、在勤・在学の方は区外となっております。

まず上の段の貸出は、全体で 66%が区民の方の利用でございます。館別では、区民利用の多い図書館は、千石が 78%、少ない図書館は、湯島の 36%。世代別では、0～6 歳（未就学児）、7～12 歳（小学生）がそれぞれ 90%。少ない世代は、51～60 歳が 53%。資料別では、図書が 74%、CD は 40%となっております。

下の段の予約では、全体で 59%が区民の方の利用でございます。館別の予約の区民利用が多い図書館は、本郷が 73%、少ない図書館は、湯島の 23%。世代別では、7～12 歳が 89%と一番多く、少ないのはやはり 51～60 歳が 49%。資料別では、図書が 67%、CD は 36%の区民利用となっております。CD の利用が貸出・予約ともに区民利用の割合が低いということはございますが、図書館利用の約 6 割強が区民の方であるということがおわかりかと思えます。

次に、なぜ住所制限をしてこなかったかの過去の経緯でございますが、記述はいたしておりますけれども、文京区立図書館は、明治 43 年に小石川図書館、本郷図書館の 2 館が東京市立図書館として設置されたことから始まりました。当初は館外貸出は行っておりませんでした。昭和 25 年に区に移管された後、昭和 26 年から館外貸出を開始しました。昭和 31 年発行の文京区立図書館概要や昭和 42 年の文京区教育概要にも、文京区在住であることが館外貸出の条件にはなっておりませんでした。その後も、「いつでも、どこでも、誰でも」というスローガンのもと、開かれた図書館を目指して運営してきたことも、区民に限定してこなかった理由ではないかと考えております。

以上でございます。

○植松委員長 まず、今の資料 12 について、ご質問はございますでしょうか。11 のほうは後でゆっくりということですが。

○串田委員 公募委員の串田と申します。私は湯島に住んでいまして、真砂、天神しかり、これはかなり地域性の問題を含んでいると思います。駅に近いところもありますし、利用者が区外の人があふえている要因が考えられると思います。ほかの図書館は大体、申しわけないのですが、駅から離れている。小石川とか。地域性も関係があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事務局（渡部） そうですね。そういうこともあるかと思います。湯島、天神はビジネス街ということで、在勤の方が多いのかなとも思われます。

○恩田委員 公募区民の恩田です。先ほどのご説明の中で、CD について区民利用割合が低いというお話がありました。CD は本に比べて、例えばアルバムであれば 1 点 3,000 円前後、落語の全集などと、1 セット 30 枚くらい入って 4～5 万円します。『ぶんきょうの図書館 平成 25 年度版』の 4 ページに、「CD、DVD などの視聴覚資料の収集・提供の充実を図っている」と謳っているが、半数以上が区外で利用されているという点についてはどのようにお考えでしょうか。

○藤田副委員長 私の方から。むしろ逆というか、区外の利用を図書館側が推奨したわけではなくて、CDの収集が他区の図書館等に比べて充実しているので、他区からわざわざ、今はインターネットの予約等もできますので、そういうことで予約をされて貸出を希望される方が多い結果、こういうことになっているのかなと思っております。

○恩田委員 文京区民の負担によって文京区外の人々に資料を提供するという現状は、受益者負担の観点から考えて喜ばしいことなのでしょうか。

○藤田副委員長 インターネット予約が現在のように活用されていなかった時代には、住民登録のある区民の方と区外の方を分ける必然性は余りなかったのかもしれませんが。在学とか在勤とか、何かしら区に縁のある方が利用されていたという状況があるんですが、インターネット予約等が現在のように盛んになりますと、文京区に縁のない方でも資料を求めていらしている状況があるので、私どももこういう状況を踏まえて、今回この会議の中で議論していただくのにふさわしい議題であろう、そういう時期が来たなと考えております。

○恩田委員 インターネットを利用すれば、来館するよりも容易に資料を予約することができます。インターネットに詳しい区外の方が先に予約を入れて、購入に負担をしている文京区民が利用したい場合に、予約順位が後になって何年も待たされるというのは、ちょっと本末転倒なのではないかと考えます。本会議で検討する議題にさせていただきたいと考えます。

○植松委員長 承りました。

ほかにはいかがでしょうか。

○永田委員 公募区民の永田と申します。グラフの見方をもう一度確認させていただけたらと思うんですが、例えば2の世代別の貸出というところでどの年齢層がどのくらい数がいらっしゃるのか、そういう見方はできますか。

○植松委員長 これは前回の議事録にもございますが、例えばお母様がお子さんのカードで絵本をお借りになる場合もあるということで、実態として年齢層といらっしゃる人とが、カード上の年齢層と来館者の年齢層とが一致してないということがあるので、それについては余り丁寧に分析してないということなんですね。

○永田委員 確かに相対的な比較では十分よくわかるし、いい資料だと思うんですけど、年齢的な構成比が把握できてもよかったのかなという感じがしました。

○藤田副委員長 もし各年代による登録者数に大きな開きがあるようで、意味のある数字が出るようでしたら、次回にまたお示しすることにいたします。

○永田委員 よろしくお願ひ致します。

○植松委員長 確かに0歳から6歳で区外の方というと、ちょっと奇異な感じがいたしますね。

○藤田副委員長 隣接区ぐらいかなと思います。

○植松委員長 ほかにはいかがでしょうか。当初は東京市ということで、市民であればということがだんだん区民ということになって、区民の意識が高まってくると、ほかの区からはということにお考えがなるのかということだと思いますが。

それでは、資料12につきましてはそんなことでよろしいでしょうか。

それでは、最も大きな資料の資料11であります。「区民生活における図書館の役割」ということで、委員の各位から前回にお出しいただきました。項目別に補足や追加のご意見、あるいはここにはないけれど新たなご意見ということでご発言をいただければと思います。

まず、図書館サービス、先ほどの資料10にあります分類に従いましてやります。分けられていますので、まず第1項として「貸出サービス等について」ということで、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。もう少し真意をお話ししたいとか。

○川口委員 幼稚園PTAの川口です。2行目に私の名前が入っている、貸出数トップの部分の伸ばしてほしいというのは、文章の抜粋で、趣旨とはちょっと違うかなと思ひまして、省いていただけたらと思ひます。基本的には、ずっと書架にあるまま、人の手に触れられないままの本がないような、稼働率が上がるようにしていただきたいなということです。

○植松委員長 3行目の、本の稼働率を上げるというのが。

ほかにはいかがでしょうか。

○串田委員 ちょっと久保村委員に聞きたいんですが、「CD返却を24時間行えるようなポストの設置」とあるんですけど、どこの図書館もCDを入れると破損する可能性も出てくるので、非常に難しいと私は思っているのですが、いかがなものでしょうか。

○久保村委員 公募区民の久保村です。実際、そういう意見を周りから聞いて、それを意見として上げたんです。例えばCDレンタルショップですとかそういったところは、クッション材のある袋に入れて、24時間いつでも返せるようなものがあれば便利なんじゃないかと言われたので。CDを借りたり返したりする人というのは、割と昼間働いて夜遅くなる方が多いと思うので。あと、ほかの区で実際これを実施しているところもあると聞いたんで、こちらにもそれができればどうかと思ひて書いたんですけど、現実にできるかどうかというのはちょっとわからないんですが、意見として上げさせていただきました。

○藤田副委員長 事務局、どうですか、これに関しては。

○事務局（渡部） CDに関しましては、とても事故が多いんですね。中身が入れかわっていたり中身がない、解説書がついていない、そういうことが多々あるものですから、必ず点検をしております。ただ、点検をしても、ほかの利用者の方の手に渡ったときに、中身がなかったということもあります。ですので、ポストに入れてしまうと、点検という部分が省かれてしまい、後で点検したとしても、後追いすることになり、利用者の方とその後、お話をして、完全なものにしなくてはいけないので、次に予約がある場合は、速やかにそのCDを提供することができなくなってしまいます。そういうことが日常に多発しているものですから、今のところ、文京区は、CDをブックポストに返却という考え方はしておりません。

○久保村委員 わかりました。私の知り合いにもそう説明しておきますので。

○植松委員長 館長としてはいかがですか。

○八木委員 本郷図書館の八木と申します。今、ブックポストというのは、CDは入れちゃいけないというのに、中には入れてこられる方もいるんですが、例えば本と別々にするんだったらそれはある程度可能性はありますね。ツタヤさんなんかはCD専用。ところが、仮にCDを入れて本をその上からボンボンとやりますと、CDのケースも壊れるし中身も壊れる、解説書も散逸するというおそれがあります。別々にやってくださいというルールをつくって、別なブックポストをつくったとしても、利用者は多種多様ですから、面倒くさいからCDのところの本をボンと放り投げたり、そういう危険性も多々あるかと思いますので、現状の仕切りというのが私はベターだと思います。

それから、今、渡部さんがおっしゃったように、CDというのはすぐ壊れやすいものですから。3点セットで、ケースとCD本体、それから解説書、こういったものをそれぞれチェックしていかなきゃいけない。こういった手間暇がかかります。もちろん、本も返却されればきちんとチェックしないといけないんですけども、そういったものが非常に煩雑な手続きがかかりますので、今がベターではないかなと、現場としては考えております。

○植松委員長 貸出サービスの項につきまして、ほかにはいかがでしょうか。

○恩田委員 「区民利用を優先するための利用資格制限の導入」という意見を出しました。実現する方法としましては、先ほど藤田副委員長からお話のありました、インターネット予約に関し、ユーザー名とパスワードを入れて、文京区民の場合はこのようなメニューが出る、区外の方の場合はこのようなメニューが出るというように分けることができると考えています。

C Dの利用状況やインターネット予約の問題というのはあくまで例でございまして、前回の会議でも私は発言したのですが、この会議では文京区が、区立図書館を運営するにあたりどのように取り組むかという大きな方針が議題になるべきだと考えております。ここで私が問題提起したのは今の区立図書館の運営が文京区外の方に非常に寛大であるという点です。文京区のお金でいろんな資料を集めて、例えばC Dなら6割を文京区外の方が利用している。このような状況を受け、文京区としてこのままでよいのだろうか、そこを議題にしたい。C D利用やインターネット予約の問題は各論ですので、大きな目的を論ずるための入り口として使っていただければと思います。

○植松委員長 ほかにはご意見、いかがでしょうか。

それでは、項目の2番目であります「情報サービス」についてというところで相当多くの方からご意見をいただいております。これにつきまして、補足とか追加等でご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

○串田委員 4番目の「本の楽しみ方を知らせる」と書いた串田と申します。これはなぜ書いたかということ、最近の子どもたちは活字離れが非常に多いということで、黒田さんの「出会いの場」ということと大体一致するんですが、要するに活字離れをどのように克服するかという問題で書かせていただいたんです。例えば、こういう本はおもしろいよとか、そういうことで「本の楽しみ方を知らせる」と簡単に書かせていただきました。

私は小学校のとき、読書感想文が一番嫌いだったんです。何を読んでいいかわからなかったんです。前にも言ったんですけど、小学校の課題図書が壺井栄の『二十四の瞳』という一番難しい本で、私はそういう本が大嫌いだったんです、正直言って。『ドリトル先生』とか、そういうおもしろい本があるよと図書館の方から教えてもらった。あと、偉人の本を読みなさいと。豊臣秀吉とか野口英世とか、そういう本を教わって育った人間ですから、そういう楽しみ方を教えてくれれば、子どもたちも活字についていくのかなと思って書かせていただきました。これが補足です。

○黒田委員 出版関係の黒田でございまして。私は子どもの本の出版をしておりますので、絵本のほうを中心にお話しさせていただくんですけども、昨年、私どものほうで、独自ですけども、読書環境の調査をしたことがありました。6歳児未満のお子様をお持ちのお母さんを対象に調査した。その中で絵本をどこで知るかという項目を立てたんですが、圧倒的に本屋さんの店頭だったんですね。複数回答なんですけど、圧倒的に83%、本屋さんで絵本を知るんだという答えでした。それに次いで多かったのが、幼稚園、保育園で紹介されるんだということですね。こちらは

ぐっと下がって36%まで落ちちゃうわけです。それよりまた落ちて、図書館というのが3位に来ているんですね。そこは33.7%だったんです。一般的なお母さん方というのは、多くの方は本屋さんに行っているんな本を見て情報を知って、子どもに読み聞かせる、買い与えるということが多いと思うんですけども、残念ながら今、本屋さんのほうがかなり少なくなっているのが現状なんです。特に地域に昔からあるような本屋さんがどんどんなくなってきて、ターミナルの大型書店が出てくる。そういうところには絵本なんかもしっかり置いてはあるんですけども、昔からあった本屋さんがなくなって、自分の近くでそういった出会いが少なくなっているということは大きな問題なのかなと思います。

それと、本屋さんの中でも、昔は児童書の担当者の方が結構いらっしゃったんですけども、そういう方も今減ってて、直接アドバイスできる担当の方も少なくなっているということで、図書館の司書の方とかアドバイスできるような方がしっかりと図書館で絵本を紹介していただくということは必要なかなと感じて、書かせていただきました。

○植松委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○伊藤委員 保育園保護者代表の伊藤と申します。よろしくお願いします。

黒田委員の先ほどの発言を受けまして、ちょっと質問させていただきたいんですけども、私の子どもは区立の保育園に通っているんですが、図書館との連携はいろいろされているように感じてはいるんですね。お迎えに行ったお母さんたちが図書館の本を見て、「今度、これ、借りよう」とか、情報を得ているのはほとんど保育園ではなかろうかと感じてはいるんですけども、保育園との連携でどういったことが今なされているかということをご教示いただきたいんですが。

○上田委員 本駒込図書館の上田と申します。館長をやらせていただいております。

保育園に関しましては、出張読み聞かせ、団体貸出という形の中で協力をさせていただいております。他方において、図書館にもっと来ていただくということに心がけております。お子様たちが読まれてよかったという本を紹介していただいたり、スタッフからのお勧め本という形で紹介したりしてのアピールで、様々な情報発信に努めております。

○八木委員 団体貸出もちろんやっております。それからあと、保育園に限らず、児童館、小学校、中学校とか、図書館のさまざまな対外的な活動というのは行われているんですが、なかなか皆さん、自分のお子さんが保育園にいらっしゃるとその辺のところはわかるんですが、そのほかの方々だと、図書館の現状、図書館は本の貸出・返却だけやっているというイメージで捉えている方も中には多いと思うんですね。どこの図書館もそうなんですが、本郷図書館の場合は、近

くのブロックの保育園とかございます。しおみ保育園、それから藍染保育園とかございますので、そこには月に1回、出張の読み聞かせ、そういったものを行っております。これは毎月やっております。藍染保育園は本郷図書館と根津図書室のちょうど中間にございますので、それぞれの図書館の職員が1人ずつお話し会に行ったり、本郷図書館から本を何十冊か段ボールに、またはオリコンの中に入れて、僕も車に乗って運んだり、そういうことをしております。もっと来てほしいという要望は限りなくありますけれども、我々も限度がありますので、なかなかできないところがあります。

それ以外に、繰り返しますが児童館、幼稚園、育成室、小学校、中学校などへ、いろんなサービスを展開しておりますので、これからいろいろ出てくるとは思いますけれども、それもまたこういう会議の中で皆様に知っていただければいいのかなと思っております。

○上田委員 貴重なご意見を賜りありがとうございます。図書館から見れば、かなりやっていると聞いていたのですが、それが伝わっていないということはまだまだ情報発信が足りないことで反省いたします。やはりもっと来館していただくためにもっと考えていかなければなりません。今後検討して、いろいろなことをやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○植松委員長 それでは、事務局のほうからお願いします。

○事務局（藤井） 真砂中央図書館で児童担当しております藤井と申します。今、本駒込図書館長さん、本郷図書館長さんからもご説明があったように、児童担当者が幼稚園、保育園、小学校あるいは中学校などにお話し会に行ったり、読み聞かせの会をしたりしております。地区館ごとに担当エリアを決めまして、地区の館がそれぞれの保育園、幼稚園などに行っております。先ほどお話がありましたように、団体貸出であったり読み聞かせの会、お話し会であったりとかいうことを幼稚園や保育園では実施しております。図書館との連携という意味で、文京の図書館の中にも連携実績という形で出ております。今後も子どもたちにいい本を読んでもらいたいと思っておりますので、連携を強くしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○串田委員 情報サービスということで、私も本を借りに行くんですが、ベストセラーは端末機をたたかないとわからないんです。というのは、私も、『海賊とよばれた男』の百田さんの本とか村上春樹の本、まだ64人待ちですよとか言われちゃう。端末機をたたかないとわかりませんので、広報とか、どのくらい待ちですよというのを載せてくれればありがたいんですが、館長さん、どうでしょうか。

○八木委員 予約のそういったあれですか。

○串田委員 予約の本が64人待ちですとか54人待ちですと言われる。端末をたたかないとわかりません。

○八木委員 今のところはそこまで……。図書館にお見えになられたときに掲示とかいうことですね。端末では何人待ちと自分ではわかりますけども。

○串田委員 こういう見出しの中に載せるとか、CATVでこの本は何人待ちとか。

○八木委員 大量の情報があって、日々変化している。何番待ちが順位が上がったりということもありますのでね。

○串田委員 今月現在で何人待ちとか。

○八木委員 それはちょっと私の口からは何とも言えませんが、できる限りはしたいと思うんですが、紙ベースで日々出すというのは難しいんじゃないでしょうかね。これは区のほうに聞いてもらわないとわからないんですけど。

○奥山委員 真砂中央図書館の奥山です。ちょっと古い話で申しわけないんですけど、確かにおっしゃるように、カードを使用していた頃は、これは私の記憶なんですけど、自分が窓口で勤めていたころは、ベストセラーの何々については何番待ちというのを紙に張ったりしてやっておりました。ところが今は、インターネットの時代になって、先ほど話があったように、予約がふえれば順番がどんどん多くなって、またそれも苦情につながりますので、なかなかそういうのは難しいんじゃないかと考えています。さっき、50とそこに張ってあったのに、今やったら80じゃないとか、そう言われてしまうと、ちょっと困りますので。紙でやっているときは、そういうことは余りなかったんですけど。大体ど何人待ちだということで、ベストセラーのものについては、以前は確かに紙で張っていたことはございました。

○植松委員長 久保村さん、何か補足されることはございますか。図書館システムの幾つかのご意見で。

○久保村 私は現状をよく知らずに羅列しているところがありますので、理想論でしかないのかもしれないですけども。ただ、ちょっと思ったのは、個人情報流出ですとかそういったところで多分余り意見が上がってないと思いますので、その辺、どうなっているのかというのはちょっと気になりますね。きちんと対応されていると思うんですけども、よくわからないので。

○植松委員長 事務局のほうからお答えいただけますか。

○事務局（増田） もともと図書館は役所の機能という形でもありますので、その中で電磁的記録としての個人情報というものについての管理運用規則が定められておりますので、そのポリシ

一に基づいた形で管理をしていくことが基本になっております。そういったところでは、サーバーに関してもしっかり管理できるところに置いております。しかし、セキュリティーの関係からこの場でどこにあるとも申し上げられないところがあります。また、通常想定されるようなハッキング等に関してもしっかりとした対策を立てて、ファイアウォールなどで不正なアクセスがないようにという形で取り組んでおります。その辺も何かそういった兆候があれば、業者のほうから連絡があって、対策をとるといような形をとっておりますので、基本的にはそのように対策を立て、運営しております。

○植松委員長 ほかに、2番の情報サービスの面で何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

○永田委員 私のところもちょっと補足が必要かなと思ったので。7の図書館資料のところでも説明したいと思うんですけども、資料が豊富だということを挙げているんですね。ちょうど今、ベストセラーの話が出て、なかなか自分の番が回ってこないから、いわゆる副本をいっぱい用意したい、そういう考え方があるんでしょうが、私はそれに対して、副本に予算をかけて、買える本が買えなくなっている。種類という意味ですね。ですから、ベストセラーだけに着目するというやり方が本当にいいのかという、反論というか。たまたま私がフラッと図書館に行ったら、目の前に見たこともない資料があった。それを取り上げてみたら、非常にいい本だった。そういう意味での出会いを説明したかったので、補足しました。

○植松委員長 では、また関連して後からもご発言いただくことにいたしまして、次の3番の「地域の課題に対応したサービス」はお1人だけでございます。3番と、4番の「利用者に対応したサービス」は相当関連があるかと思しますので、この2つの項目につきまして、ご意見をいただいた方からの補足とか、あるいは新たな方からご発言ということでお願いしたいと思します。

○奥山委員 4番に関して、障害者の点ですが、図書館で障害者サービスをやっている現状について、若干ご説明したいと思います。久保村委員の「福祉的機能としての出張派遣（図書館サービスの）」という記載がございますけれども、図書館の障害者サービスとして、来館できない高齢者とか障害者への宅配サービスというのをやっております。そのほかに、弱視者用の大型の活字本の貸出、聴覚障害者の音訳テープとか、点字のサービスとか、こういうものを現在取りそろえてやっているところでございます。

○植松委員長 ほかにご意見、いかがでしょうか。

○串田委員 久保村委員に聞きたいんですけど、「科学実験等の発表会の会場」というのがあった

んですけど、昔は、私は子どものころに教育センターとか、そんなところでよく聞いた記憶があるんですが、図書館の利用の場ではない気がするんですが、いかがでしょうか。

○久保村委員 先ほども少し申し上げましたけれども、気のついたことを羅列してしまったところがありますので、絶対これをしようとか、こうしなければならないとまで思っているわけではなく、削除してもらいたい項目がかなりありますね。意見書はたくさん書いて出すものだと思ってましたので、かなり長い文章でいろいろ思いつくまま書いてしまったので、ちょっと反省しているんです。これも無理があるかもしれないですね。

○事務局（増田） 今、4の「利用者に対応したサービス」の議論になっている部分もありますが、科学実験等の発表の会場というよりは、例えば真砂中央図書館でも夏休みの際に、メインターゲットは小学生くらいかなという形ではありますけれども、科学遊びの行事というような形で、主催しているものはございます。空気に関することであったり、光に関することとか、その辺を実験と図書資料をうまくまぜて行っています。純然たる何かの発表会という形ではございませんけれども、子どもたちに科学的な知識と、本を結びつけるような企画という形でいろいろできるのかなと思っております。

○伊藤委員 科学実験のイベントなんですけど、たしか水曜日に行われていたかと思うんです。8月の終わりですかね。水曜日ですと、私たち働いている親はなかなか連れていくことができないので、できれば土曜日とかにも、時々でいいので開催していただければと思います。今後ご検討いただければと思います。もう小学生なので、1人で行けなくはないんでしょうけれども、ふだん通学している学校からちょっと離れているので。

○事務局（増田） 地域の図書館であればというところもありますね。

○伊藤委員 地域であればいいんですけど、そうでないと、初めて行くところに1人で出すというのはなかなか勇気が要るもので。よろしくをお願いします。

○植松委員長 ほかにはいかがでしょうか。今、図書館界全体としては、3番の「地域の課題に対応したサービス」に力を入れようと盛んに言い出しているんですけど、具体的に何をやるというのは余り明確なものは打ち出されていないんですね。例えば地場産業的なものを支援するようなサービスをしていったらいいかというのは、地方都市では盛んに言われておりますが、文京区みたいところでそういうものは明確でないかもしれないしというところはありますね。

○上田委員 私どもは、図書館を運営するに当たりまして、本駒込図書館では、やっぱりご利用者の来館目的をきちっと分析する必要があると思うんですね。私なりに本駒込における来館目的

を検証すると、図書館の役割とは少し外れたところがあるかも知れないのですが、公共図書館というところは便益施設も兼ねています。まず来館目的が生活の支援のアイデアを得たいという方、何かをなし遂げるために情報入手したいという方、自己啓発をしたいという方、リラックス・休養、仲間づくり、学習・研究効果の向上、娯楽、夏場ですと涼を求めたい、あと、図書館に行くことを日常のルーチンワークにされている方、このようにさまざまな目的があります。これら対して区民の方が要求されるのであれば、そのニーズに対してきちっと対応していくのが今の図書館の位置づけじゃないかと考え、館の運営をさせていただいております。

その中で、今後どういう図書館を目指していくかと考えると次のような役割があると思います。社会構造の急激な変化で、これからは自己責任が強まる傾向にあり、自立する住民の皆様方に対する拠点としての社会的役割があるんじゃないかと、まず1点目に挙げられると思うんですね。

2点目には、集客性やコミュニティーの形成の場として期待に応ずる。私どもの今年度のテーマであるんですが、キーワードが「共生」と「結ぶ」という事をテーマにしております。図書館に来ることによって、さまざまな活動を通じて人と情報、人と人、人と組織を結びつける図書館づくりをいろいろやっていきたいなと思っております。

3点目には、先ほど委員長がおっしゃいましたように、個性と活力ある地域づくりへの寄与ということで、個人の価値観に基づく多様なライフスタイルを支援する施設、個性ある地域づくりに寄与したいということで、これを何とか産業復興とか文化振興につなげればいいのか。これはかなり大きな目標になりますので、口では簡単に言っているのですが、現実にやるとなれば難しい問題と思っております。

あとは、学校支援、これは出ていました。あと、ICT化社会に積極的に取り組んでいかなければいけない時代が来るので、図書館の電子化とかに関して、どのような対応をしていくのかという問題等を抱えていると思います。あとは、皆様に来て喜んでいただくということで、ホスピタリティー精神の醸成は当然の責務と考えます。よろしく申し上げます。

長くなって済みませんが、久保村さんのご質問の「ハローワーク的な利用、政治的、時事的情報等最新情報の提供」ということですが、私どもの図書館では、政治的、時事的情報に關しましては、旬な情報を提供するために、書架を利用してミニ特集という形の中で、1年間で、去年の実績から見ますと100回を超しております。あと、ハローワーク的な利用ということになるんですが、これは結構難しく、私どもは、ハローワークに、こういうビジネス支援をしたいんだけどと相談したことがあります。しかし、継続性に問題が生じ、図書館でできる部

分にはある程度限界があるということがわかりました。結果的にこういう資格を取るためには、「なるには本」、何々になるにはと簡単に書かれた本があるんですね。そういう部分において、側面的な支援ということで特集を組ませていただきました。

答えになっているかどうかわからないんですけども、以上です。

○事務局（増田） 補足といたしますか、そういった政治的、時事的ネタということで考えますと、文京区立図書館としては、1つの事例としては、文京区で今どんなパブリックコメントを実施しているかということについてのコーナーを設けて、それを展示しているという形でございます。現在ですと、防犯対策を推進する地区、本郷地区の指定についての意見募集を行っておりますので、それについての関連資料を提示しております。また意見募集が終わったものについては、結果についても展示して文京区の行政の中で今どんな話題があるのかという情報提供に努めるようにしております。

また、文京区立図書館サービス向上検討委員会ですね、まさにこの会議でありますけれども、こちらの会議に関しても、まさにダイレクトに図書館に関係することでございますので、第1回目7月終わりにありましたけれども、その資料についても閲覧できるようにそろえておまして、図書館利用者の方でご興味がある方はごらんいただいて、議論の内容を知ることができるような体制を整えているところでございます。

○植松委員長 外国人の方も文京区にも相当お住まいだと思うんですけど、外国人の方に対する図書館サービスという面ではいかがなんでしょうか。

○事務局（渡部） 外国人の方は、図書館にいらっしゃる方はほとんど日本語がお上手なので、余り苦勞することもないことと、スタッフの中に英語ができる、ほかの国の言語ができる方がおりますので、その方を通じてということもやります。資料的には、多くは購入できないんですけども、いろんな言語の資料を、少しずつですが購入しております。児童に関しては、絵本は、毎年いろんな言語の絵本を購入しております。

○事務局（増田） 新聞や雑誌に関しても、全ての館に全部の英語の雑誌をそろえるという形ではないですけども、英語、フランス語、中国語、ドイツ語ですとか、それを地区それぞれの館で分担収集をするという形で入れておりますので、そういった日常の外国人の方の情報収集という形でもご利用いただけるかと思えますし、図書資料に関しても一定程度の形で取りそろえて、各種言語をなるべく置いていくという形でやっております。

○植松委員長 ほかに、3番、4番で何かございますでしょうか。

それでは、5番に進みまして、「多様な学習の機会の提供」ということではいかがでしょうか。補足・追加、あるいは新しいご意見ということでお願いいたします。

○串田委員 私、先ほど申したとおり、子どものころから読書感想文というのが嫌いなもので、図書委員と読書感想文の書き方とか、そういうのは親が一番困るんですね。国語の先生も交えて、そういう機会があったらおもしろいな、企画をしたらおもしろいなと思いました。どうでしょうか。

○植松委員長 PTAの方はどうでしょうか。まだ読書感想文というものはあるんですか。

○串田委員 あります。親が一番悩むんですよ。

○伊藤委員 書き方の本ってありますよね。なぜそう思ったのか書いてみようとか、誘導するような感じのものが。

○植松委員長 そもそも図書館には、こういう学習の機会ということで、講演会とか何らかの集会とか行うような場所というのは用意されているんですか。

○事務局（増田） それは館の規模によってもまちまちではございますけれども、一定の集会なり児童行事ができるようなスペースが用意されている館もあれば、狭いところは何とか工夫しながら実施しているという館もございます。

○黒田委員 先ほど、子どもたちに絵本を知ってもらうためのきっかけとして図書館が大事だよという話をさせてもらったんですけれども、実はことしの5月でしたか、私どもの編集者を出して、千石図書館さんで講演会をやらせていただいたことがあるんです。一般のお父さん、お母さん向けに、絵本ってどういうものなのというところのお話をちょっとさせていただきました。そういった機会をつくっていったり、そのときに図書館の方も聞いていただいたんですけども、図書館の方にも、どういうふうに子どもたちに絵本を与えてあげたらいいとか、そういった勉強のためにも講座とかいう機会をつくっていただけたらどうかなということで、ここに講演会とか講座というふうに書かせていただきました。この前、資料をいただいて、これまでもいろんなイベントといたしまししょうか、講演会の記録もあるんですけども、ちょっと子どもの本に関する部分が少ないかなと思いましたので、ぜひそういう機会をつくっていただけたらありがたいなと思いました。

○植松委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○伊藤委員 私は、子どもが字が読めるようになってからは、子どもが自分で読むものだと思っていたんですけども、4年くらい前に退職された園長先生が保護者会のたびに、必ず1日1冊

でいいので読み聞かせてあげてくださいと。子どもが字を読めるようになって、小学校に上がっても、読み聞かせてあげてください。そうすることで、子どもの心が豊かになりますというふうに教えてくださったんですね。それを今でも実践をしています。その当時の園長先生がおっしゃったとおり、子どもは今でも本が好きですし、育成室というところに通っているんですけども、連絡帳を見ると、きょうも本を読みました、きょうも本を読みましたと、毎日本を読んでいるような生活をしているというのが連絡帳からも見受けられて、とてもありがたいなと今は感じています。保護者向けの講演会なども大事だなと思います。

○植松委員長 何かほかにございますか。多様な学習機会というのも、テーマ自体がちょっと難しいかもしれませんね。

それでは、6番の「ボランティア活動等の促進」ということをございます。これはお一方しかご意見がございませぬけれど、ボランティアと図書館、あるいはボランティア活動と図書館ということですが、いかがでしょうか。

○串田委員 これは谷根千をヒントにしました。森まゆみさんが、自分の町を愛しましようということで、私も湯島で去年まで町おこしの会に所属していました。要するに自分の町に愛着を持ってもらいたい。自分の町はこういう人が住んでいたんだよ、自分の町はこういう町だったんだよと自慢できるような町づくりをしたい。

それで鷹田委員にお聞きしたいのですが、現状はどうなんでしょうか。

○鷹田委員 そういう活動をしたらということ？

○串田委員 地域に密着するボランティア活動のことですが・・・

○鷹田委員 今、文京区は、そういう場じゃなくなっているんですよ。例えば保育園から来て、幼稚園、小学校、中学まで行って、出ていくんです。そういう人たちがふえている。ですから、うちは子どもたちが多いと役所の方はおっしゃいますけど、腰かけなんです。私立が高いから。区立が割と平均していいでしょう。だから、まずマンションの方は、ああ、中学生になったらいなくなるなとなったら、ちゃんといなくなるんです。腰かけに使われているという感じなんです。今まで小学校や何か一生懸命やっていたんですけど、何だ、6年しかいないじゃないか、そういう気持ちなんですよ。ですから、どうしたらいいんでしょうね。要するに高校生が少ないんです。小学校と中学校の生徒はいるんですけど、高校生になるといなくなる。

○串田委員 湯島の場合、小・中学校でラジオ体操をやっているんですよ。

○鷹田委員 串田さんのように町を愛そうなんて人は珍しいですね。利用するのは非常に利用さ

れています。文京区はいい区だと言われています。言っていて、いなくなっちゃうんです。町会組織といいながら、マンションに腰かけの人たちを何とか引き込もうと思って、こどもひろばとかいろんなことをやっていますが、ちゃんと協力してくれるんです。だけど、いなくなります。それだけ文京区がいいのかなと、そういうふうに思っています。ここで生まれてここで死のうなんていう人はほんの一部になりました。町会の中でそんなことばかり言って申しわけないんですけどね。なるべくなら努力していきます。一生懸命、引き込むように。

○串田委員 たまたま谷根千でヒントを得たので。自分の町を愛しましょうということで、自分の町にはこういういい面があると。というのは、一番錯覚したのは、森鷗外のことを小学生に教えたときに、シンリントロウと言われてショックを受けましてね。それで『安寿と厨子王』という本を探したんですけど、どこにもそういう本もなくて。

○鷹田委員 ただ、図書館については、うちの娘なんか、小石川図書館とか方々を使っていました。北区に嫁に行きましたけど、「北区の中央図書館はいいだろう」と言ったら、あそこは戦前の図書館ですから、やっぱりここに来ますよ。本当に図書館というんだったら文京区ですね。そう思いますけど。

○植松委員長 社会貢献活動の1つとして、図書館でボランティアをするのを図書館が受け入れるというのも1つ大きな動きになっておりまして、そういうのに関しては文京区はいかがなんでしょうか。

○奥山委員 今、委員長からお話があったボランティアの受け入れの件ですが、文京区ではライブラリーパートナーという名称を使いまして、お話し会とか絵本の読み聞かせ、乳幼児の児童行事の運営補助とか、そういうのを行っております。そのほかにも、お話し会ができるように、講師の養成ができるように、ボランティア養成講座等を開催しているところでございます。

○植松委員長 アメリカでは、こちらでライブラリーパートナーというところの、ライブラリーフレンズというので、友の会と称する人たちであります。その人たちが図書館の中にお店を持っていたり、そこで自分たちがつくったグッズを販売したりとか、あるいは寄附を集めるのもそこを窓口にしたとかいうことで、アメリカはライブラリーフレンズというのを大変大事にいたします。実はヨーロッパではほとんどそういう組織とかそういう活動がなくて、アメリカはやたらと奉仕したいとか貢献したい人が多いところなのかと思いますが、ほかにはいかがでしょうか。ボランティア、ご自身でおやりになりたいということもあろうかと思いますが。

ちなみに、大学図書館でボランティアをやっているのは、筑波大学の附属図書館が

全国で最も活発にやっている1つでありまして、大体50人くらいの方にご登録いただいでいて、毎日その中の方々においでいただく。図書館の中にもボランティアの方のカウンターがつくってありまして、例えば図書館の使い方とか人生相談も含めて、そういうこともボランティアの方に対応していただく。あるいは対面朗読サービスみたいな、視覚障害の学生に対する読書サービスみたいなことをボランティアの方にお願ひする。筑波大学の図書館で110万冊くらい開架でというか皆さんがさわれるように本が並んでいるので、すぐ本の並びが乱れてしまうんですけど、午前と午後、ちゃんと直してもらおうとか、そういうようなことでやっていただいでいております。

○伊藤委員 現在、障害者の方のボランティアはいらっしゃるのでしょうか。障害者向けではなくて、障害者の方がボランティアとして参加されているということはないですか。

○事務局（藤井） 去年まで、目の見えない方で、若い方だったんですけども、絵本の読み聞かせの時間のときに、点字の絵本が少し障害者用という形で用意してありますので、そちらの本を子どもたちに読み聞かせをしていただきました。文京盲学校に在学していらっしゃる学生さんが協力してくださっていたんですけども、その方が学校を卒業されてしまったので、今年度は活動はないんですけども、去年は夏休みで学校がお休みのときに1回程度そういう形で子どもたちに読み聞かせをしてくださる機会がありました。

○伊藤委員 ぜひ続けて。

○事務局（藤井） そうですね。子どもたちは、健常者の方が読んでくださると同じような受けとめ方をしているんですけども、参加していらっしゃる大人の方が、こういうふうに点字の方が読んでくださるんだ、健常者の方と同じように読んでくださるんだという形で、障害者の方への理解が、親御さんの中でとても深まったように思います。ぜひその方にまた参加していただけるといいなと思いますが、そういうふうに障害者の方がこちらでやってくださる機会はなかなかなくて、ふえていくのは今のところ難しいような状況になっております。

○串田委員 付随しまして聞きたいんですけど、福祉のほうで、ぞうの講座で傾聴の話とかやっていますね。あれは別の団体なんですか。区民課長か企画課長に聞きたいんですけど。よく傾聴の話とか手話なんかを社協で募集しているんですけど、ぞうの何とかとかいう講座がある。そういう講座、傾聴の話がたしか。それで読み聞かせをやっているという話を聞いたことがあるんですけど、いかがでしょうか。

○石嶋委員 ちょっとわからないですね。済みません。社会福祉協議会にボランティアセンターがありまして、いろんな福祉的なボランティア、文京区は非常に多いので、全部は把握してない

んですけれども。もちろん手話とか、傾聴ボランティアもあると思います。

○串田委員 傾聴の中で読み聞かせをやっていると聞いたことがあるんです。

○石嶋委員 読み聞かせなのか、その辺、詳しいことはわからないんですが。傾聴のボランティアがあるというのは聞いたことはありますけれども、詳しいことはちょっとわからないんですが。

○植松委員長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、図書館サービスの基盤ということで、7、8、9となりますが、まず最初に「図書館資料」ということにつきまして、ご意見をいただいております。追加等ございましたら、挙手をお願いいたします。

○串田委員 何回も久保村委員を攻めて申しわけないんですが、まず「郷土資料の収集」ですけど、私はふるさと歴史館の友の会にも入っています。郷土資料の収集というのは両方でかけ持ちになっちゃうといけませんので、何かそれを区分する方法。あと、「紙媒体の貴重な資料の保存」ということなんですけど、昔、私も金融機関に勤めた際、マイクロフィルムという形で保存ができるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○久保村委員 記録の媒体自体はどういったものがあるかというのはちょっとわからないんですが、長年しっかり保存できるものであればと思います。その方法については、ちょっと私もわからないんです。こういった可能性があるかどうかを羅列しただけですので、ご勘弁願えたらと思います。

○事務局（増田） 郷土資料ということで、今、ふるさと歴史館と図書館でのということで、どういった使い分けというんでしょうかね、役割を分担するかというところもございますが、ふるさと歴史館に関しては、例えば、写真そのものが、古いものでどこかの方が寄贈したいという話ですと、そういった具体的な実物資料に関してはふるさと歴史館さんのほうが収集し保存していく。そしてそれを集めていって、基本的には倉庫に置いてありまして、行事の際にそれを展示するという形のサイクルとなるものでございます。

一方、図書館で扱う地域資料となりますと、例えばそれらが何かの図録になって出版された後の資料であったりします。そして、基本的にはそれが開架されて、皆様がごらんいただけるような形で整備して提供するという流れでございます。その辺で一口に地域資料と言ってもさまざまな形態でありますので、文京区の図書館としては、ざっくりとしたイメージでは本になっているものとか、印刷されて製本された状態のものを対象として収集し、皆様にご提供いたしますというように考えていただければよろしいかなと思います。

○串田委員　というのは、前に私は歴史館で展示をやったときに、この本はたまたま歴史館の学芸員が借りていますと言われちゃったんですよ。重なっちゃったんです。だから、その仕分けはどうなっているのかなということで確認したかったんです。

○事務局（増田）　それは恐らく学芸員の方が自分たちの次回の展示内容を研究したいという中で、図書館資料を借りて調べていらっしやっただのかなと思います。

○串田委員　それで借りるのがずれちゃったとかしたケースがあったんです。だから、その仕分けというのはどうなっているのか知りたかったんです。

○事務局（増田）　もちろん、ふるさと歴史館の学芸員さんも図書資料を利用するときもございますので、そのとき、たまたまそうになっていたのかもしれないね。

○上田委員　久保村委員の「紙媒体の貴重な資料の保存」、これは私が図書館業務をやっていることですが、20年先、30年先を考えた場合に、今、真砂中央と水道端にしか共同書庫がありません。貴重な資料等をデジタル化やデータベース化して機能充実を図ればある程度対応していけると考えています。

○植松委員長　おっしゃるときの貴重な資料というのは、どういうものをイメージされているんですか。

○久保村委員　歴史に関することが多いと思うんですけど、文京区という土地柄ですね、その土地に関する歴史ですとか、あと、いろんな文化人がいらっしやっただと思うんですけども、そういった方の残した作品ですとか、そういったものも含まれるのかと思うんです。あとはちょっと思いつかないですね。

○植松委員長　ほかにはいかがでしょうか。「高度なレベル」と有泉さんが書いておられるんですが。

○有泉委員　私はふだん非常に図書館を利用しております。ただし、ここにいらっしやる皆さんのお話を先ほどからずっと伺っておりますと、恐らく区立図書館を利用していらっしやる方たちばかりで、ちょっと私は違うかもしれないなと。ふだんは確かに図書館は利用しているのですが、残念ながら区立図書館を使っていないために、余り実態を存じません。そして、たまたま行くと、非常にいいものがあるということをやっと申し上げただけなんですね。区立図書館であるにもかかわらず、という申し上げ方をしてはちょっとまずいかもしれませんが、私の視線で、非常に高度なレベルの図書がある、資料がある、そのことをご指摘申し上げただけなんです。ありますよと。区民の皆さんが気軽に使うベストセラーとか、あるいはお子様たちがお使いになれる絵

本以外にも、非常にいい資料がありますということをちょっと一言申し上げただけですので。

○奥山委員 先ほど上田館長からも話がありましたけれども、紙だけで保存すると長期的になかなか難しい点がございますので、真砂中央図書館では文の京デジタル文庫というのをつくりまして、その中でデジタル化できる郷土資料とか区役所の資料とか古い地図など、著作権に問題がないものについて、デジタル化して保存している、こういう状況でございます。

○植松委員長 それでは、次に8番の「施設・設備」のところではいかがでしょうか。ご意見がある方は挙手をお願いいたします。前回、トイレの話が出ましたね。ここには出ておりませんが、いかがでしょうか。

○伊藤委員 割と多くの方が、子どもを連れていくのがちょっと難しいとおっしゃるんですね。騒いだりするので、余り長くはられないという感じで、できればある程度子どものコーナーとその他のコーナーを分けていただけるとありがたいなという意見がありました。ちょっとつい立てがあるといいですか、声が余り漏れないような感じといいですか。といっても子どもの声が大きいので、ちょっとしたつい立てとか壁があったところでどうなのかなとは思いますが。

○植松委員長 理想的には音が切れるようになっているということですか。

○伊藤委員 そうですね。ただ、こういうところでは大声で騒いだりしてはいけないんだよというしつけをするといった意味では、余り仕切っていないほうがいいのかもしれないんですけども、複数の子どもを連れていくのはなかなか。

○植松委員長 川口委員、いかがでしょうか。

○川口委員 今、お話を伺って、私もすごく気を使いながら、特に私がふだん利用しているのが、狭いところなので、子どもが騒ぐというか、これを読んでと言われて読み聞かせをしているのがほぼ全体に聞こえている感じで、個人的に恥ずかしいと思うこともあります。確かに騒ぐレベルではなくても、子どもの声にイライラされる方もいらっしゃるので、すごくそこは連れていくことに壁を感じることもありました。

○串田委員 前回も話したんですが、パソコン使いですね。自習室にパソコンを持って行ってカチャカチャやると、気が散る方もいますので、部屋をぜひ仕切りをするとか、ここからここは何かしてほしい。こっちはパソコン専用の机です、こっちは本を読む。音に付随して、それもこの際お願いできたらいいかなと思っています。

○植松委員長 ほかにはいかがでしょうか。施設については、皆さんがご利用になっている図書館ごとに違うから、なかなか難しいかもしれません。

次は9番の「職員」ということについてはいかがでしょうか。

○久保村委員 一番最後に書いた「職員の質の向上」ですけど、これは一番自分が削除してもらいたい項目なんです。現状に別に不満を持っているわけではなく、図書館の役割がどういうものか、こういうこともやっているんだらうなという気持ちで書きましたので、大変職員の方に失礼な書き方になってしまった気がしますので、そこだけご了承願えたらと思います。

○藤田副委員長 ご希望としては、極めて自然なご希望かなと。図書館の人、誰に何を聞いても一応答えてくれる、自分の探していることを手助けしてくれるような職員であってほしいという意味からは、当たり前のご希望かなと受けとめます。

○植松委員長 川口委員の「いつもの人」というのはどういう感じ？

○川口委員 これはちょっと間が抜けているのですが、子どもを持つ親としてということで書かせていただきました。カウンターの方が子どもにとって安心できる、いつもの人がいてくれる。毎回行くたびに違う人で緊張するのではなく、いつも同じ人がいて、図書館は安心できる場所という形であったら。今は幼稚園で親と一緒に図書館に行ってますけれども、学校に上がって1人で行くようになって、図書館を身近に感じてほしいという意味で書かせていただきました。

○藤田副委員長 先ほど資料のところでも、図書館員の指定管理者のところでの人員配置等もお見せしたところなんですけど、今、文京区の図書館は開館時間がとても長いので、その一瞬を切り取ると、こういう形で人数がいるわけでは決してないんですけれども、常勤の人の割合が比較的高いところが多いので、いつ行っても違う人がカウンターにいるというような状況ではないと思うんです。早番・遅番とかのローテーションもありますので、常に同じ人がということではなくて、2～3人顔見知りができる、その中の1人は大抵いるという状況にはなっているんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか、実際のローテーションは。

○八木委員 全くそのとおりですね。本郷図書館の場合は、常勤15人、5時間程度の方が9名いらっしゃいます。基本的には異動がないということですね。途中でやめたり、あるいはほかのところに行ってもらいたくない。せつかく本郷図書館の職員でいる限り、そういうことのないようにずっといてもらいたい、そういうことが前提ということだろうと思うんです。その点については、職員にとっても、働きやすい職場にするといいますか。あと、質的な向上も大切だと思います。ですので、職員自身が気持ちよくその図書館で働く、働きやすい職場をつくることによって、お子さんたちに来ていただければ、そういう関係を築いていけるのではないかと。我々はそういったことで努力しているところです。早番・遅番とかいろいろありますが、切り取った時間で

は違う人がいますが、ほぼ同じメンバーがやっておりますので、その点をご安心して来ていただければ。

○川口委員 今の状況を継続していただけたら。

○八木委員 そうですね。私は根津図書室の室長も兼務しております。あそこは非常に狭いスペースで。本郷図書館は完全に分かれておりますので、少々声を出しても余り文句は言われぬ部分があります。ただ、中にはうるさいと言われる方もいらっしゃいますので、それは図書館の施設のルールで、お互いにその辺のところは認め合いながら、気を使いながらやっていただければと思っております。

○植松委員長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ただいままで1番から9番まで、項目別に見てまいりましたが、それにくくれないといえますか、もっと全体を通じてということだと思いますが、10番の「その他」ということでご意見をいただいております。これにつきまして、補足あるいはご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

○奥山委員 今までの中に入らないカテゴリーのものがあまして、図書館でやっている活動の中で、区立図書館から学校図書館への支援というのをやっております。現在、小学校9校、中学校6校ございまして、月2回、1回4時間程度、司書の派遣を行いまして、調べの学習の支援とかレファレンスとか、図書の整備とか、そういうこともやっております。図書館の活動としてそういうのがございますので、よろしく願いいたします。

○植松委員長 永田委員、先ほど、資料のところでおっしゃいましたけど、ここでよろしいでしょうか。

○永田委員 全体的なところで私のお話をさせていただくとすると、表現はよくないんですけども、図書館というのは無料の貸し本屋で良いのかというようなことが新聞等に出てくるんですけど、そういうことだけでいいんだろうかという思いがあって、「すべての利用者に対してサービス向上を目指す」と書きました。質というんですかね、今まで出会ったことのないような資料に出会うと先ほども申し上げたんですけど、非常に希少だったり専門的な資料というのもいいのかなと思います。そういう意味では、リクエスト数だけを重視するというふうにはならないでほしいな。つまり、文京区ならではの質の高さみたいなのが出てくれば最高だなと思うんですね。そんなことを意識して書きました。

○植松委員長 現在、全て行政サービスは評価という時代で、評価のときにどうしてもわかりやすい数値で捉えるということで、例えば来館者数であるとか貸出者数であるとかといったようなことになるのですが、質で図書館というものをどう評価するかというと、これはなかなか難しい

ということがあります。どうしても数的なことが取り上げられがちになるところが大きな課題と言えると思います。

○永田委員 文京区の例ではないんですけれども、前回のアンケートに関する資料の中で北区の中央図書館が出てきて、私がたまたま勤務地が北区なものですから、さっそく、一度行って見たんですけれども、いろんな対応がされている中で、一番驚いたのは、研究室があるんですね。個人的に使えるエリアが。ガラス張りのPCつきの個室を5部屋用意しているというので驚いたんです。研究のテーマがあって使用条件はついているようですが。非常に高度な試みだなと感じました。ですから、そういう意味での、研究者が使えるようなエリアもあってもいいのかなと感じました。

○植松委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○伊藤委員 学校図書館の地域開放について書かせてもらったんですけれども、これはここで話し合うべきことではないということによろしいんですか。

○植松委員長 これは学校図書館を地域の住民が使わせてほしいというご意見ですね。

○伊藤委員 そうですね。近くにあるとはいっても、文京区は坂が多いですから、余り近くには感じないという意見もございまして、できれば夏休みとかそういった時期に開放していただければという意見がありました。もちろん、セキュリティー上の問題とか、ほかにさまざまな問題があると思うんですけれども、ぜひともよろしく願いいたします。

○藤田副委員長 今おっしゃったように、一番のネックはセキュリティー上の問題で、図書館というのは原則、誰にでも開放されている場所ですから、それと今の学校の安全を守るという姿勢とがどうしても両立することが難しいかなと思っているんですね。ごく例外的な事例ですけれども、小石川図書館が工事で閉館しているときに、窪町小学校の一室を貸出や何かのサービス拠点として、ごく限られたサービスですけどお借りしたことがあったそうなんですけど、わざわざインターホン越しに名乗って、そのとき開錠をして入っていただいて、ほかのエリアには行かないような工夫をしながらまた帰っていただく、そういう段取りになってしましまして、通常思うような自由な図書館利用だとか、ふらっと立ち寄るようなものとは大分かけ離れてしまうんですね。それよりは、図書館サービスエリアを円で描いたときに、円のかぶらない地域があるというところ、自宅から図書館がちょっと距離の離れた地域というのも前回見ていただいたんで、そういうところは、区のほかの公共的な場所を使って予約をして、受け取りに行って返却をするというような最小限度のサービスを行うことのほうが、まだ現実的なんじゃないかなと思います。

いかがでしょうか、P T Aの方のお立場からは。

○原委員 区立小学校P T Aの原です。僕が個人的に思うのは、学校図書館は思っているほど図書は充実してないです、正直申し上げて。先ほど館長のほうから、学校に対していろいろお手伝いをいただいているということがありましたけど、区立小学校と区立図書館と、同じ区立の母体ですから、できれば僕はもう少し本の入れかえや本の充実も含めてお手伝いをいただけたらいいなと思うくらい、実は本はかなりボロボロのものが多いですし、それを直すお金もなくて、ほとんどボランティアでP T Aと学校支援地域本部が管理しているようなこともあります。本の入れかえもほとんどないという形が多いですから、その辺を図書館の役割として、逆に学校図書館のほうにも同じ区立という縁でもうちょっといろいろ、単発的なことだけではなくて、継続的に充実を図るような支援をいただけたらうれしいなと思います。

私は本郷小学校なんですが、本郷小学校は毎年、司書か、もしくはそれに準じるような方の職員を配置してくださいという要望を区にいつもお願いしています。本に対する意識が、なかなか学校の先生には難しいものですから、その辺をお願いしております。

○石井委員 中Pの石井です。中学も全く同じで、私は三中なんですけれど、やはり毎年区に要望書を出して、そこに全く同じようなことを書いていますから、小学校も中学校も同じなんだというのを今すごく感じました。

あと、本当に細かい話では、小学校、中学校は上履きですから、一般の人が下履きで来て、じゃ、その靴の管理をどうするのかとか、本来、本と関係ないところまでいろいろなことを踏み込まないといけなくなっちゃうので、そういう意味でも運用が難しいのかなという気がします。

○植松委員長 物すごく一般的に言うと、教育委員会の中の学校教育と社会教育というのは相当別のセクションがやっているということがありますがし、学校図書館の地域開放という意味では、非常にユニークな例としては、ご存じだと思いますが、千代田区の昌平小学校とか日本橋小学校というところで隣接したりしてあります。でも、今おっしゃるようなセキュリティーの問題が非常に難しいということは言えるかと思います。

ほかには何かございますでしょうか。

○恩田委員 今回のテーマが「区民生活における図書館の役割」ということですので、「文京区立図書館は、文京区民のために存在すべき」という意見を出しました。文京区民を優先して、文京区民のために存在してほしいということです。高度なレベルの本を集める、様々なイベントを開催する、施設を綺麗にする等、色々なポイントであると思います。会議の前半で申し上げたC D

の利用状況が1つの例になりますが、利用制限の見直し及び区民とそれ以外の利用条件差別化を検討してもよいのではないかと考えます。

利用制限に関する過去の経緯を調べていただいております。東京市立図書館からの移管が行われた時代から資格制限を設けて来なかったということですね。ただ以前からそうだったので今もそうしているだけでは答えとして不十分だと思います。これからの文京区立図書館をどのように運営していくかについて、この機会にしっかりと議論してはつきり決めておきたいなと思います。個人的意見としては、文京区立図書館は文京区民を優先して存在してほしいと思います。

○植松委員長 ほかにはいかがでしょうか。全体として進行がちょっとおくれておまして、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。本日、図書館の役割について、たくさんのご意見をいただきましたが、今お話しありましたような非常に根本的な問題から、具体的なサービスの内容あるいは活動というようなことについてご意見をいただきました。これらにつきまして、これから逐次問題を取り上げながら、1つ1つ全体としてのお考えをまとめていくことにしたいと思います。

これらサービスや活動を区の全ての図書館が同じようにあらゆるものやっていくということができるわけではありませんし、効率的でもないということで、中央館と地区館の役割分担であるとか、その補完の体制とかいうことが必要となります。

こうしたことから、今回は、文京区立図書館の8館3室体制、中央館・地区館についてご意見をいただこうと予定しております。そこで、手がかりといたしまして、中央館としてこういう機能が必要ではないかとお考えの点を次回までに3つ程度挙げて、事前にご意見をいただきたいと存じます。これにつきましては、後ほど事務局からご説明いたします。

4 その他

○植松委員長 それでは、最後でございますが、その他でご発言なされたいことがございましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、事務局のほうにお願いいたします。

○事務局（染野谷） それでは、事務局から事務連絡でございます。

今回の議事録でございますが、案文の作成に2週間程度かかります。でき上がり次第、お送りさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

次回、第3回の委員会につきましては、10月17日（木）で調整させていただいておりますが、決定次第、ご通知をさせていただきます。今回は、8館3室体制と中央館・地区館がテーマです。先ほど委員長からお話がありましたが、前回同様、区民委員の方には、このテーマとして、中央館として必要な機能について、事前にご意見をいただきたいと存じます。ファクスまたは電子メールにてお送りいただきたいと思っております。送付先につきましては、今から配付いたします意見提出書をご利用いただきたいと思っております。次回の準備の都合がございますので、9月24日を期限とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○植松委員長 事前にご意見をということがございます。よろしくお願いいたします。

そのほか、何かございますでしょうか。

5 閉会

○植松委員長 よろしければ、本日の会議はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

(20 : 35)